

中川病院 訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人中川病院が行う指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション

(以下「指定訪問リハビリテーション」という)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものである。

(運営の方針)

第2条 要介護状態にある利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて

自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上のリハビリを行うことにより、療養生活の質の向上をはかる。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- | | | |
|---|-----|------------|
| 一 | 名 称 | 中川病院 |
| 二 | 所在地 | 松山市南梅本町甲58 |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 指定訪問リハビリテーションを行う従業者の職種、員数、職務内容は次の通りとする。

- | | | |
|---|-----------|----|
| 一 | 管理者 | 1名 |
| | 業務の管理を行う。 | |
| 二 | 作業療法士 | 1名 |

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、祝日（5月3日は除く）
年末年始は12月31日から1月3日までを休日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問リハビリテーションの内容)

第6条 訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 廃用症候群の予防と改善
- 二 基本動作能力の維持、回復
- 三 ADLの維持、回復
- 四 IADLの維持、回復
- 五 対人、社会交流の維持、拡大
- 六 福祉用具利用、住宅改修に関する助言

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合には、その利用者負担割合に応じた額を利用者から徴収する。

- 2 日常生活上必要な物品については、その実費を徴収する。
- 3 通常の事業の実施地域以外の地域への訪問については、別途交通費を徴収する。
- 4 前項2及び3の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、松山市・東温市・砥部町の地域とする。

(衛生管理)

第9条 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 理学療法士等は、訪問リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、訪問リハビリテーションを実施中に事故が発生した場合、速やかに利用者の家族又は緊急連絡先に連絡を行うとともに、市町村へも報告を行い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、訪問リハビリテーションを実施中に事業所の責により帰すべき事由によって事故が発生した場合には、速やかに誠意をもって損害賠償を行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の

措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第16条 事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問リハビリテーションに関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人中川病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年10月21日から施行する。

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月20日から施行する。

この規程は、令和6年2月20日から施行する。